

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年6月22日提出
【計算期間】	第16期（自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日）
【ファンド名】	ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 文夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、わが国の証券投資信託「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」およびケイマン籍の円建契約型外国私募投資信託「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」の投資信託証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、実質的に日本と米国の株式に投資を行いつつ、日米の株式市場全体の変動にかかわらず信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

② 信託金の限度額

受託会社と合意の上、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類	特殊型 (絶対収益追求型)	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
------	------------------	--

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産※	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			ブル・ベア型
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	条件付運用型
	年12回 (毎月)	オセアニア			ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
	日々	中南米			
不動産投信	その他 ()	アフリカ		なし	
その他資産 (投資信託証券)		中近東 (中東)	ファンド・ オブ・ファ ンズ		その他 ()
資産複合 ()		エマージング			

※収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券)	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり(部分ヘッジ)	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

特殊型	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
-----	-----------------------	---

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

1 ケイマン籍円建外国投資信託「ニチ・ペイ マーケット ニュートラル ファンド」への投資を通じて、主として日本および米国株式に実質的に投資します。

- ・ 日米の株式において、「買いポートフォリオ」と「売りポートフォリオ」をほぼ同額構築（マーケット・ニュートラル戦略）することにより、日米の株式市場全体の変動にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指します。
- ・ 投資する日本の株式については、MSCIジャパンインデックス構成銘柄、米国の株式については、S&P500種株価指数構成銘柄とします。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄の期待収益率を算出し、相対的魅力度を割り出します。魅力度の高い銘柄を買建て（買いポートフォリオ）、魅力度の低い銘柄を売建て（売りポートフォリオ）し、ポートフォリオを構築します。
- ・ 運用は、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー（米国。以下、「アナリティック社」といいます。）が行います。

2 マーケット・ニュートラル戦略により、株式市場の変動にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指します。

- ・ マーケット・ニュートラル戦略とは、魅力度の高い銘柄を買付け（買いポートフォリオの構築）、魅力度の低い銘柄を売り建て（売りポートフォリオの構築）し、買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額・業種配分を同じにする運用手法です。このため、収益の源泉は企業間格差のみに集約されます。

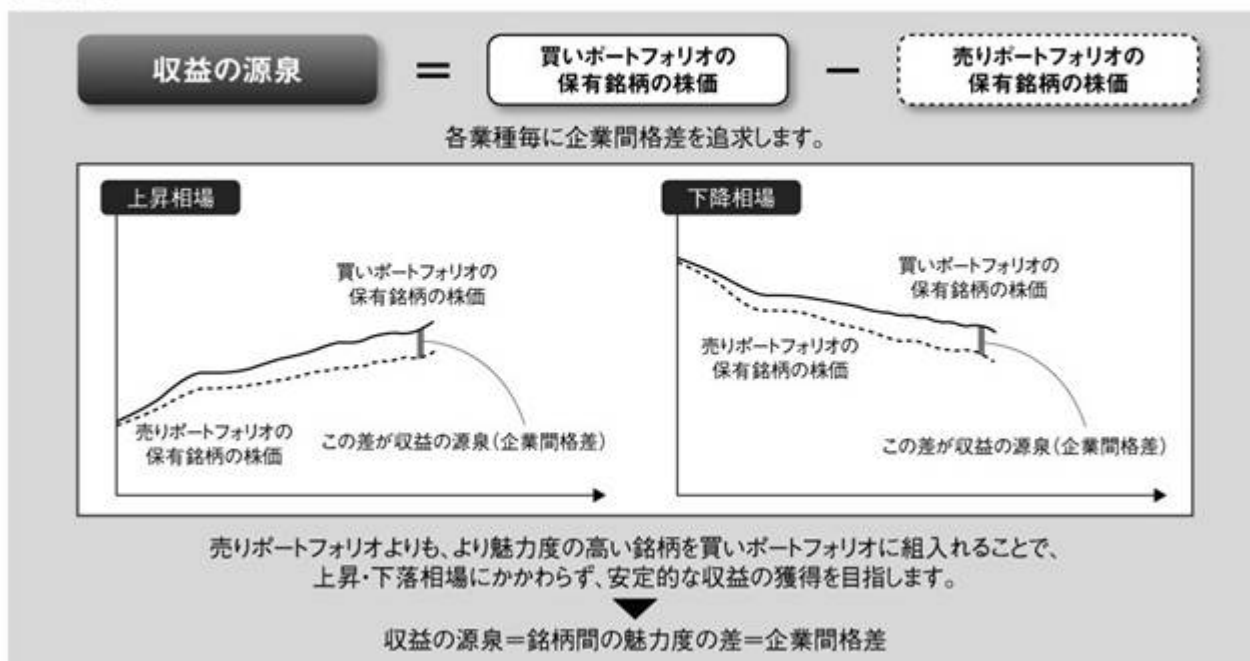
3 実質的に投資する外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行います。

- ・ 原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を目指します。

（注）市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

収益の源泉

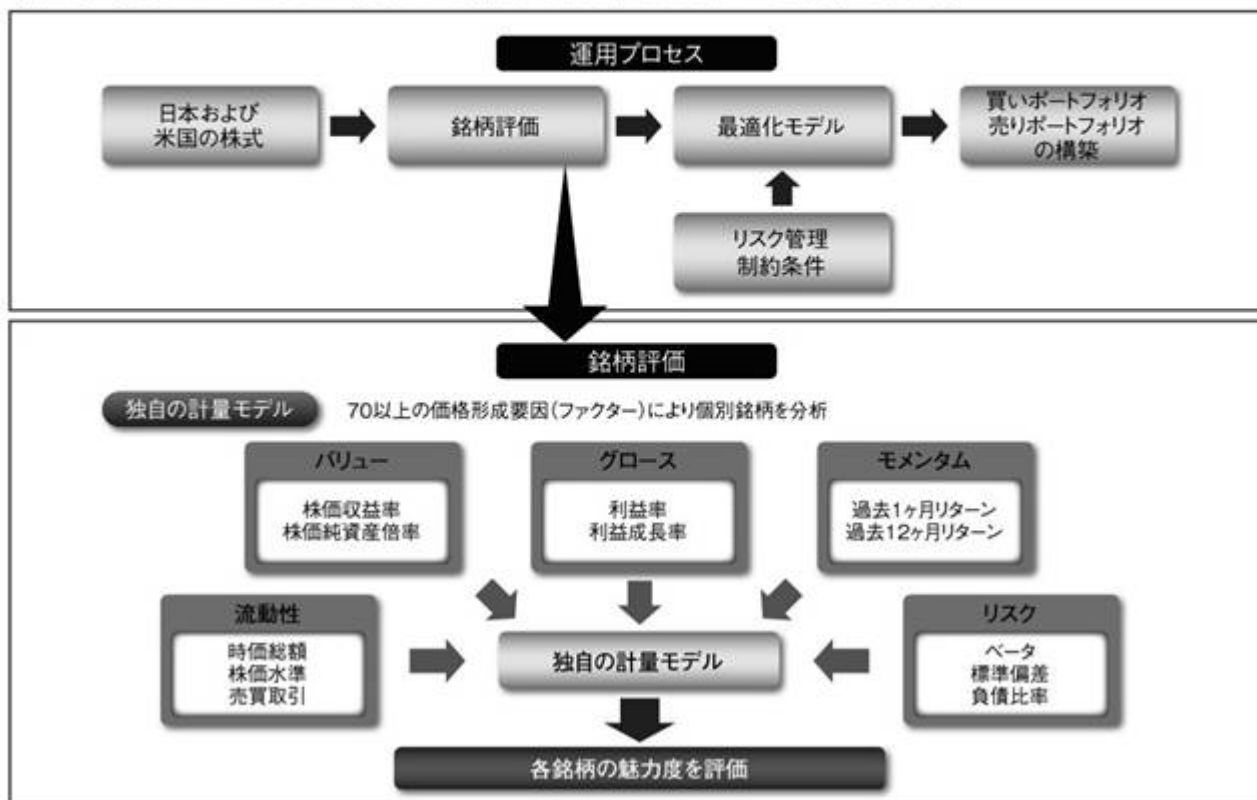
「買い」および「売り」それぞれのポートフォリオが保有する銘柄の株価の差（企業間格差）が、収益の源泉となります。



*上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。

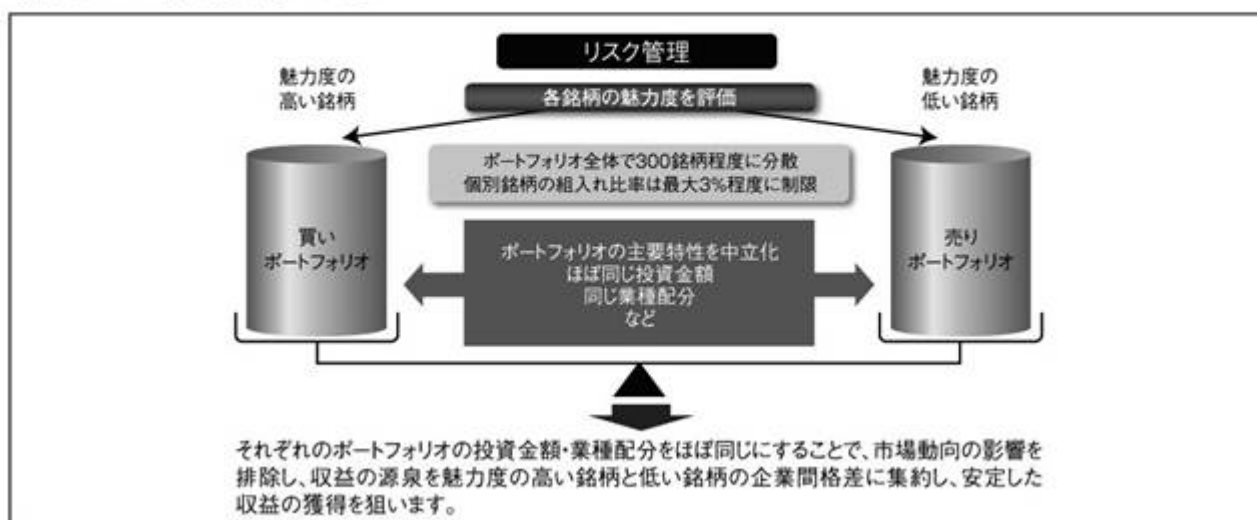
運用プロセスおよび銘柄評価

アナリティック社独自の計量モデルで算出した期待収益率をもとに、魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れ、魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組入れます。この時、買いポートフォリオに組入れた銘柄の収益率が売りポートフォリオに組入れた銘柄の収益率を上回ることを目標とします。



リスク管理

ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、両ポートフォリオの主要特性を中立化するように以下の制限をかけて最適化を行います。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年10月1日 信託約款締結、ファンド設定、運用開始

平成15年6月20日 決算日を年1回（毎年6月30日（休業日の場合は翌営業日））から年2回（3月20日および9月20日（休業日の場合は翌営業日））とするための約款変更を実施

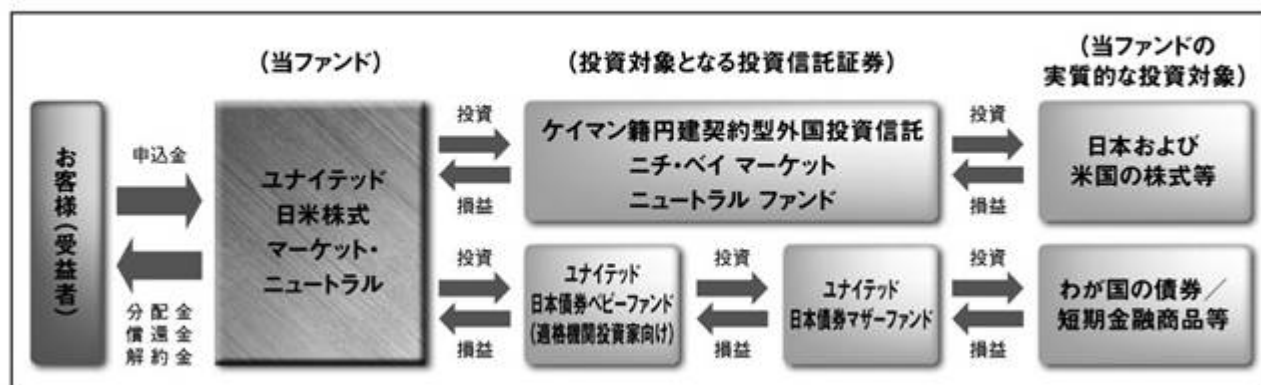
平成17年10月31日 ファンドの名称を「UAM 日米株式マーケット・ニュートラル」から「ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

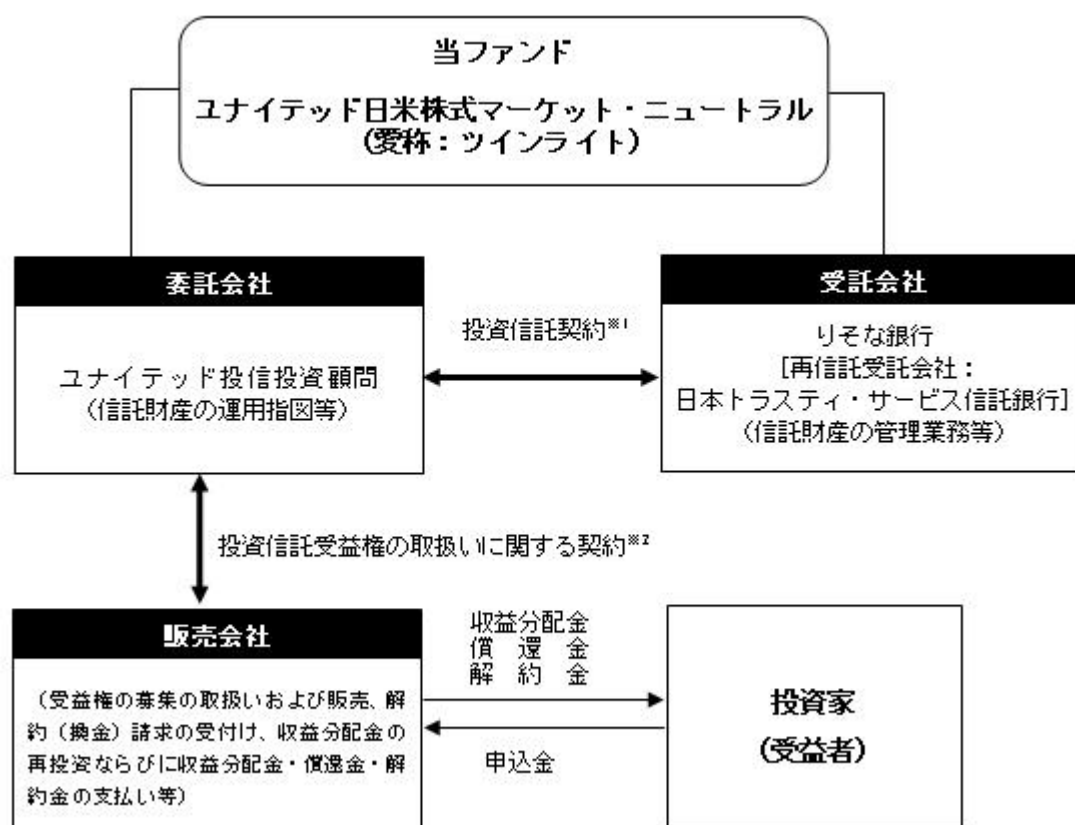
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



（注）市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

② ファンドの関係法人



※1 投資信託の組成をするにあたって委託会社と受託会社が結ぶ契約のこと。投資信託の具体的な仕組みや運用方針、信託財産の運営・管理方法などの細目が定められています。

※2 投資信託の販売等に関して委託会社と販売会社との間で結ぶ契約のこと。投資信託受益権の募集の取扱い、解約請求の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務手続等が定められています。

③ 委託会社等の概況

(A) 資本金 11億5,500万円（平成23年4月30日現在）

(B) 沿革

平成11年9月17日 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの
子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立

平成11年10月26日 証券投資信託委託業の認可取得

平成12年10月6日 オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インク
の傘下となる。

平成16年1月20日 投資顧問会社として登録

平成17年3月30日 日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。

平成17年10月31日 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン イン
クから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投
資顧問株式会社に変更

平成19年9月30日 金融商品取引業者として登録

(C) 大株主の状況

（平成23年4月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この投資信託は、わが国の証券投資信託「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」およびケイマン籍の円建契約型外国私募投資信託「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」の投資信託証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、実質的に日本と米国の株式に投資を行いつつ、日米の株式市場全体の変動にかかわらず信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

(2)【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(A) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) 約束手形
- (c) 金銭債権

(B) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

- ② 投資の対象とする有価証券

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (A) ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
- (B) ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド
- (C) コマーシャル・ペーパー

- ③ 投資の対象とする金融商品

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- (A) 預金
- (B) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (C) コール・ローン
- (D) 手形割引市場において売買される手形

(参考) 当ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド

(1) 基本方針

この投資信託は、日本と米国の株式にマーケット・ニュートラルという手法を用いて分散投資を行い、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

この投資信託は、日本と米国の株式を主要投資対象とします。日本株式については、MSCIジャパンインデックス構成銘柄を、米国株式については、S & P 500種株価指数構成銘柄を主要投資対象とします。

(3) 投資態度

- ① 「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として日米の株式について、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買いポートフォリオの構築）し、低ランク銘柄をショート（売りポートフォリオの構築）し、ほぼ同額のロングおよびショートのポジションをつくることにより、日米株式市場の騰落および金利の

動向にかかわらず、安定的な収益の獲得を目指します。

- ② 日米の株式についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種・投資金額・時価総額・ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより安定的な収益の獲得を目指し、信託財産の成長のため積極的運用を行います。
- ③ エクイティ・スワップ、現物株式の買付け、借株した株式の売却等の手法を必要に応じて活用することにより、日米の株式について、純資産総額に対してそれぞれ最大2倍程度までの運用を行う買いポートフォリオと売りポートフォリオを組み合わせ、ファンド全体として戦略の分散を図り、日米株式市場の変動にかかわらず安定的な収益の獲得を目指します。
- ④ 日本株式部分と米国株式部分の投資割合は、同程度とすることを原則とします。ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。
- ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(4) 投資制限

- ① 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、純資産総額の3%以下とします。
- ② 借株した株式の売却に係る時価総額は、純資産総額の範囲内とします。
- ③ 買いポートフォリオと売りポートフォリオのセクター配分をほぼ等しくします。
- ④ 買いポートフォリオと売りポートフォリオの保有銘柄の時価総額分布をほぼ等しくします。
- ⑤ 買いポートフォリオと売りポートフォリオのベータ値をほぼ等しくします。
- ⑥ 買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額をほぼ等しくします。

(5) その他

① 信託期間

平成14年11月4日から無期限とします。

② 計算期間

毎年1月1日から12月末日まで。

③ 分配方針

毎計算期末において、基準価額の水準を勘案しながら分配を行います。

④ 申込手数料

申込手数料はかかりません。

⑤ 運営費用

運営費用の総額は、年率2%程度となっております（この比率は、このポートフォリオの純資産の増減により、将来的に変動する可能性があります。）。この運営費用の内訳の概要は以下の通りです。

1. インベストメント・マネジメント・フィー

日々の純資産総額に対し、年率0.9%となっております。

2. アドミニストレーション・フィー

日々の純資産総額に対し、年率0.12%となっております（年率0.12%を乗じて得た金額が7,500,000円を下回る場合、当該フィーは、7,500,000円となります。）。

3. トラスト・フィー等

トラスト・フィーにつきましては、年間12,500米ドルとなっております。

その他にエクイティ・スワップに係るプライムブローカー・フィーが発生します。このプライムブローカー・フィーは、約定件数、預り資産額によって変動します。

4. その他費用

その他費用は、このポートフォリオにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、登録費用、格付費用、株主の管理事務に関連する費用等を含みます。）で、受益者が負担することとなり、実費にて支払われます。

(6) 関係法人

関係法人	名称
運用会社（Investment Manager）	アナリティック・インベスターズ・エルエルシー

管理会社および登録会社 (Administrator and Registrar)	ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング（ヨーロッパ）・ピーエルシー
信託会社 (Trustee)	ジーエーエス（ケイマン）リミテッド
プライム・ブローカーおよび保管会社 (Prime Broker and Custodian)	モルガン・スタンレー・アンド・コー・インターナショナル・リミテッド

2. ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

この投資信託は、主としてわが国の債券に投資を行う「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

(3) 投資態度

- ① 親投資信託の受益証券への投資を通じて、主としてわが国の債券に投資します。
- ② 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(4) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第2項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑦ 親投資信託の受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) その他

① 信託期間

平成14年10月2日から無期限とします。

② 計算期間

毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

③ 分配方針

収益分配は行いません。

④ 申込手数料

申込手数料はかかりません。

⑤ 信託報酬

この投資信託の委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.21%（税抜0.20%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社と受託会社の間の配分は別に定めます。

⑥ その他費用

- (A) 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含め、以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- (B) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- (C) 有価証券の売買に係る売買委託手数料および先物・オプション取引に要する費用は、信託財産中から支払われます。
- (D) 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として資金の借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

(6) 関係法人

- ① 委託会社 ユナイテッド投信投資顧問株式会社
- ② 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ③ 再信託受託会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ④ 販売会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

（親投資信託の概要）ユナイテッド日本債券マザーファンド

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

わが国の債券を主要投資対象とします。

(3) 投資態度

- ① 主としてわが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。
- ② わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。
- ③ AA格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。
- ④ 債券の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託会社が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

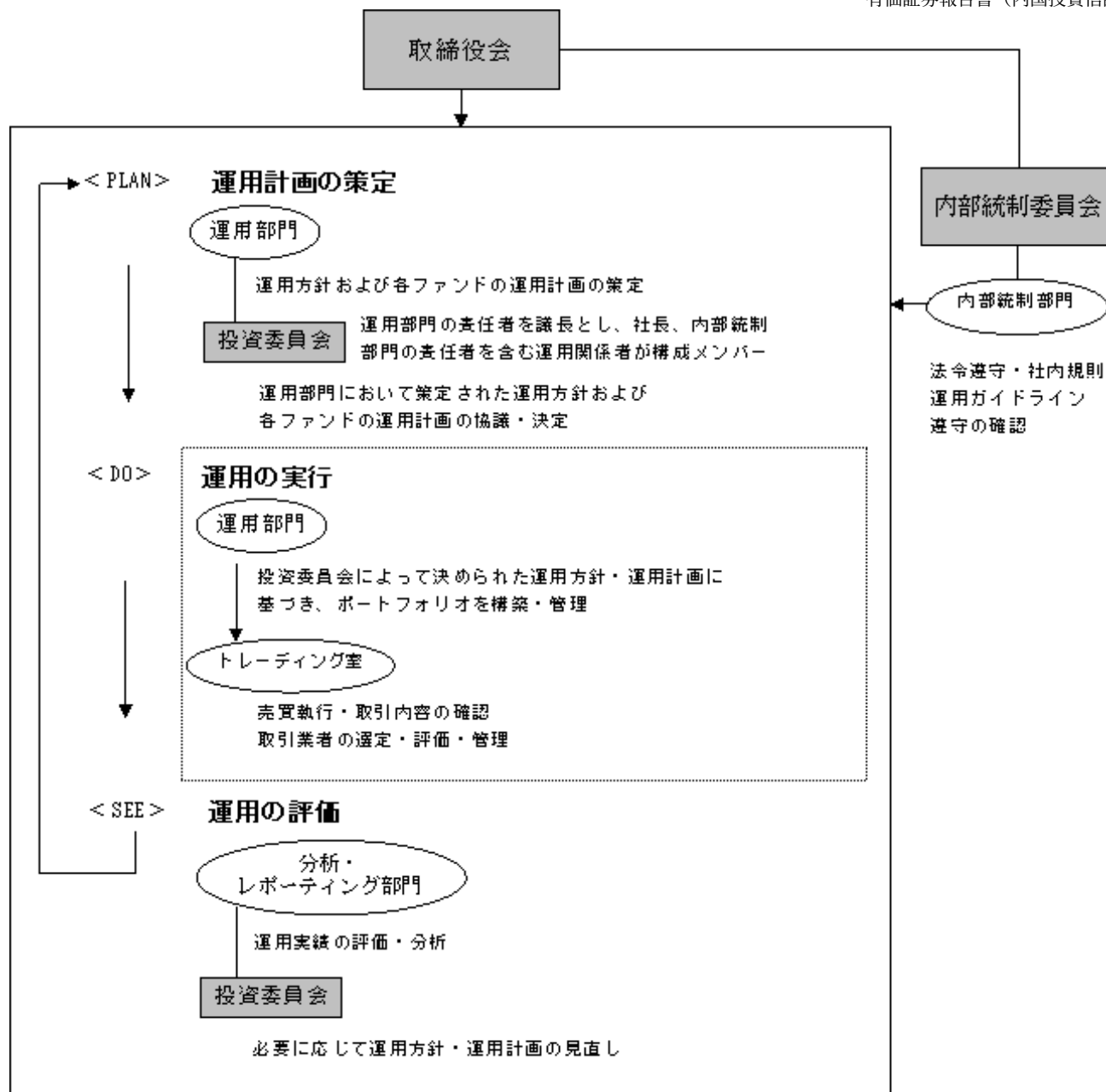
(4) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引管理規程
- ・役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（７名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（７名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（４名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（９名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（２名程度）、運用実績

の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（3名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

※上記の運用体制は、平成23年4月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

- ① 年2回の決算日（毎年3月20日および9月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り分配を行います。
 - (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
 - (C) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として、積立てることができます。
 - (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (C) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

当ファンドは約款において、以下の投資制限を設けております。

- ① 「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」、「ニチ・ベイ マーケットニュートラル ファンド」の投資信託証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）
- ② 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）
- ③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第23条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 外国為替予約の指図（約款第24条）
 - (A) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (B) 前記（A）の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (C) 前記（B）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に

相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし
ます。

⑤ 資金の借入れ（約款第31条）

- (A) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (B) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を超えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (C) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (D) 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、実質的に株式や債券などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）等に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額を変動させる主なものは、以下の通りです。

① 有価証券等の価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券は、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので、当該投資信託証券が組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

② 金利変動リスク

投資信託証券を通じて債券を組入れておりますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。

③ 為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

④ 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。当ファンドが投資する投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、当ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

⑥ カントリーリスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。その結果、基準価額が値下がりすることがあります。

⑦ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが組入れる投資信託証券に対し、多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① 「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」におけるエクイティ・スワップの仕組みに係るリスク

- (A) エクイティ・スワップは、当該投資信託証券と金融機関が当事者となり、リターンとコストを交換する取引のため、当該投資信託証券の取引の相手方である金融機関が倒産等の事態に陥った場合は、当該取引が不履行となることが想定されます。係る事態が発生した場合は、当該投資信託証券の基準価額等に重大な影響を与える可能性があります。
- (B) 当該投資信託証券は、プライム・ブローカーを通じて第三者から株式を借入れる場合があります。借入れた株式について、当該第三者より返還請求があった場合には、当該株式を手当てし返還する義務を負います。その場合、新たな借入れができない、もしくは不利な条件での借入れしか出来ないなどリスクがあり、基準価額に影響を与える可能性があります。

② ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付を中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 外国籍投資信託証券

当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用しております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

③ 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じてファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

④ 収益分配に係る留意点

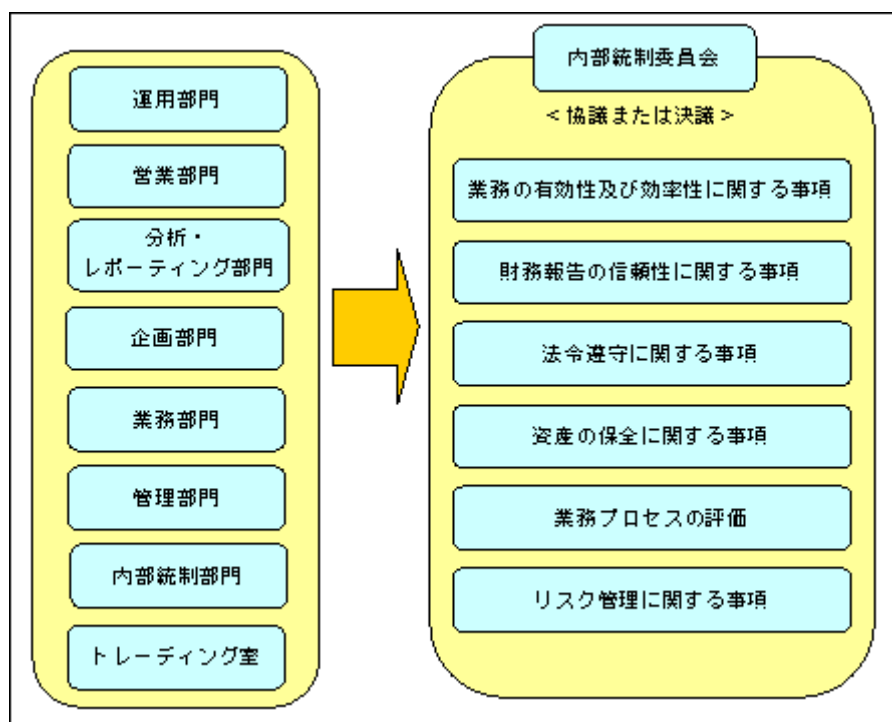
ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門・室においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



※ 上記の管理体制は、平成23年4月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、2.1%（税抜2.0%）の率を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。お申込手数料は、販売会社によって異なります。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。各販売会社のお申込手数料および自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

(A) ファンドが負担する実質的な信託報酬

当ファンドが負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りとなります。

	実質的な信託報酬率等（概算）
当ファンド	年率0.987%（税抜0.940%）
組入れ投資信託証券	年率0.980%（税抜0.979%）
合計	年率1.967%（税抜1.919%）

(注) 上記の信託報酬率等は、当ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率等を基本組入配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、実際の組入れ状況等によって±0.1%程度変動します。したがって、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、上記の概算値には、トラスティ・フィーは含んでおりません（実額出費のため。）。

(B) 信託報酬の内訳

当ファンドの信託報酬

信託財産の純資産総額×年0.987%（税抜 年0.940%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.21% （税抜 年0.20%）	年0.042% （税抜 年0.040%）	年0.735% （税抜 年0.700%）

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、上記により計算され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支払われます。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支払われ、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支払われます。

＜参考＞当ファンドが投資する投資信託証券

1. 「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」

① インベストメント・マネジメント・フィー

日々の純資産総額に対して年率0.90%

② アドミニストレーション・フィー

日々の純資産総額に対して年率0.12%

ただし、年率0.12%を乗じて得た金額が7,500,000円を下回る場合には、7,500,000円となります。

③ トラスティ・フィー

年間12,500米ドル

2. 「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」

日々の純資産総額に対して年率0.21%（税抜0.20%）※

※ユナイテッド日本債券ベビーファンドの信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該投資信託証券の計算期間を通じて毎日計算され、計算期末または信託終了のときに当該投資信託証券の信託財産より支払われます。

② 実績報酬

運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。委託会社は、当ファンドの計算期間を通じて基準価額が、一定の目標水準（以下「目標基準価額」といいます。）を上回った場合、当該超過部分の30%を実績報酬として受領します。

実績報酬は、次によるものとします。

(A) 実績報酬の算出日（以下「実績報酬算出日」といいます。）は計算期間を通じた毎日とし、当該算出日の基準価額（実績報酬控除前の基準価額とします。ただし、実績報酬算出日が計算期間末日に該当し、且つ、収益分配を行う場合は、当該実績報酬算出日の実績報酬および収益分配金控除前の基準価額）が目標基準価額を上回った場合は、当該超過部分の31.5%（税抜30.0%）を信託財産に計上します（以下、実績報酬を計上する日を「実績報酬計上日」といいます）。実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、信託財産中から支払われるものとします。

(B) 目標基準価額は、次の計算式を用いて算出した価額とします。

目標基準価額 = $(1 + \text{日次目標リターン・レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$

(a) 日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

日次目標リターン・レート = $(1 + \text{目標リターン・レート})^{1/365} - 1$

目標リターン・レートは、6ヵ月物譲渡性預金利率（計算期間の期初の前営業日の日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用します。）の利率とし、各計算期間毎に見直します。

(b) 経過日数は、前回実績報酬計上日から実績報酬算出日（該当日が休業日のときは翌営業日）までの日数（片端）で算出します。

(c) 基本基準価額は、実績報酬計上日の基準価額（実績報酬計上日が計算期間末日に該当し、収益分配を行う場合は、収益分配後の基準価額）とします。ただし、計算期間末日に実績報酬が発生せず、収益分配のみが行われた場合には、基本基準価額は、計算期間末日の目標基準価額から収益分配金を控除した額とします。なお、信託契約締結後、最初の基本基準価額は10,000円とします。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ④ 以下の諸費用（消費税相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託約款の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

① 個別元本方式について

- (A) 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③ 一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

④ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A) 個人の受益者に対する課税

◇収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◇一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※ 上記の内容は、税法の改正等により、変更されることがあります。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

5【運用状況】

以下は、平成23年4月28日現在の投資状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1)【投資状況】

資産の種類		国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託 受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	ケイマン	723,484,550	92.63
	ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	日本	33,317,941	4.27
	小計		756,802,491	96.90
現金・預金・その他の資産（負債控除後）			24,229,067	3.10
合計（純資産総額）			781,031,558	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託 受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	67,850	10,573	717,378,050	10,663	723,484,550	92.63
2	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券 ベビーファンド (適格機関投資家向け)	32,166,385	1.0371	33,359,757	1.0358	33,317,941	4.27

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.90
合計	96.90

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成15年9月22日)	1,297,397,724	1,297,397,724	0.9830	0.9830
第2期	(平成16年3月22日)	1,541,632,565	1,571,950,455	1.0170	1.0370
第3期	(平成16年9月21日)	1,806,846,841	1,820,294,858	1.0077	1.0152

第4期	(平成17年3月22日)	2,261,943,948	2,326,668,613	1.0484	1.0784
第5期	(平成17年9月20日)	2,740,756,494	2,767,709,015	1.0169	1.0269
第6期	(平成18年3月20日)	2,685,737,823	2,685,737,823	0.9880	0.9880
第7期	(平成18年9月20日)	2,803,274,704	2,831,064,144	1.0088	1.0188
第8期	(平成19年3月20日)	2,746,663,174	2,879,661,272	1.0326	1.0826
第9期	(平成19年9月20日)	2,768,473,371	2,823,237,313	1.0111	1.0311
第10期	(平成20年3月21日)	2,365,876,109	2,365,876,109	0.9163	0.9163
第11期	(平成20年9月22日)	1,964,199,623	1,964,199,623	0.8250	0.8250
第12期	(平成21年3月23日)	1,706,316,040	1,706,316,040	0.7768	0.7768
第13期	(平成21年9月24日)	1,561,565,849	1,561,565,849	0.7203	0.7203
第14期	(平成22年3月23日)	1,426,999,514	1,426,999,514	0.7411	0.7411
第15期	(平成22年9月21日)	873,032,138	873,032,138	0.7280	0.7280
第16期	(平成23年3月22日)	788,570,044	788,570,044	0.7660	0.7660
	平成22年4月末日	1,079,188,634	—	0.7442	—
	平成22年5月末日	979,818,960	—	0.7408	—
	平成22年6月末日	955,532,422	—	0.7447	—
	平成22年7月末日	922,506,580	—	0.7354	—
	平成22年8月末日	872,677,762	—	0.7182	—
	平成22年9月末日	866,473,775	—	0.7267	—
	平成22年10月末日	900,279,715	—	0.7330	—
	平成22年11月末日	909,939,180	—	0.7405	—
	平成22年12月末日	833,261,608	—	0.7424	—
	平成23年1月末日	814,207,854	—	0.7411	—
	平成23年2月末日	796,849,152	—	0.7554	—
	平成23年3月末日	778,120,087	—	0.7628	—
	平成23年4月末日	781,031,558	—	0.7710	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0200
第3期	0.0075
第4期	0.0300
第5期	0.0100
第6期	0.0000
第7期	0.0100
第8期	0.0500
第9期	0.0200
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000
第13期	0.0000
第14期	0.0000
第15期	0.0000
第16期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	△ 1.7
第2期	5.5
第3期	△ 0.2
第4期	7.0
第5期	△ 2.1
第6期	△ 2.8
第7期	3.1
第8期	7.3
第9期	△ 0.1
第10期	△ 9.4
第11期	△10.0
第12期	△ 5.8
第13期	△ 7.3
第14期	2.9
第15期	△ 1.8
第16期	5.2

（4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	1,324,567,231	4,772,457
第2期	215,563,456	19,463,683
第3期	299,989,408	22,814,951
第4期	390,034,485	25,614,648
第5期	587,579,424	49,816,156
第6期	285,806,969	262,618,713
第7期	184,279,834	123,776,158
第8期	150,767,360	269,749,433
第9期	290,574,382	212,339,202
第10期	87,097,731	243,282,695
第11期	24,650,556	225,745,078
第12期	24,198,165	208,572,378
第13期	95,420,556	124,145,320
第14期	57,213,296	299,528,514
第15期	133,719,249	860,000,013
第16期	75,853,242	245,597,011

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

運用実績

データ基準日：2011年3月31日現在

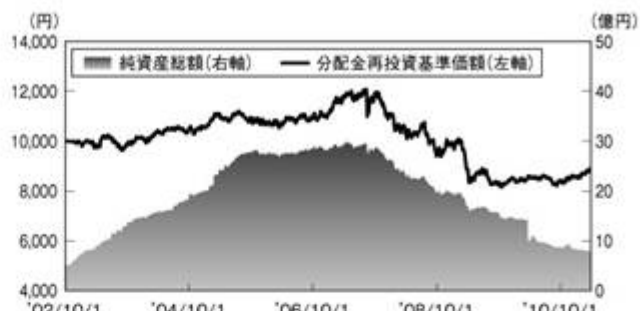
■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	7,628 円
純資産総額	7.8 億円

■ 分配の推移

決算期	分配金
第12期(平成21年3月23日)	0 円
第13期(平成21年9月24日)	0 円
第14期(平成22年3月23日)	0 円
第15期(平成22年9月21日)	0 円
第16期(平成23年3月22日)	0 円
設定来累計	1,475 円

*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。



*分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

■ 主要な資産の状況

内訳	比率(%)
ニチ・ベイ マーケット ニュートラル	94.4
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	4.3
現金等	1.3
合計	100.0

*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

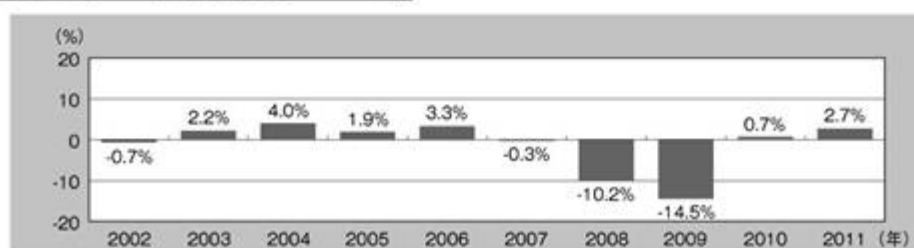
ニチ・ベイ マーケット ニュートラルの組入れ上位10銘柄					
日本株式(買建)			米国株式(買建)		
銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
旭化成	化学	2.6	ドクターペッパー・スナップル・グループ	飲料	2.6
日本ビルファンド投資法人	—	2.4	ハリス	ハードウェア・機器	2.6
大和ハウス工業	建設業	2.4	アメリカン・ファイナンシャル	金融サービス	2.4
イオン	小売業	2.3	スベクトラ・エナジー	ガス・水道・その他公益	2.4
ファミリーマート	小売業	2.3	カミンズ	エンジニアリング	2.4
上相	食料・運輸関連業	2.3	バリアン・メディカル・システムズ	ヘルスケア機器サービス	2.4
アイシン精機	輸送用機器	2.3	ディーア	エンジニアリング	2.4
武田薬品工業	医薬品	2.2	ボルナド・リアルティ・トラスト	不動産投資信託	2.3
大成建設	建設業	2.2	ボール	資本財	2.3
積水化学工業	化学	2.2	リミテッド・ブランド	一般小売	2.3

*比率はニチ・ベイ マーケット ニュートラルの日本株式および米国株式それぞれのポートフォリオ内に対する比率です。

ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）の組入れ上位10銘柄	
銘柄	比率(%)
第28回大阪府公債(5年) 2012年3月償還	19.3
ドン・キホーテ第5回無担保社債 2016年3月償還	19.0
第498回東京電力株式会社社債 2012年12月償還	18.8
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 2045年12月償還	18.7
第58回利付国債(20年) 2022年9月償還	10.1
第30回利付国債(30年) 2039年3月償還	7.8
第109回利付国債(20年) 2029年3月償還	5.7

*比率はユナイテッド日本債券ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2002年は設定日（10月1日）から12月末までの収益率です。2011年は3月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

販売会社に取り口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1) お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨークの取引所またはニューヨーク、ロンドンもしくはダブリン（アイルランド）の銀行の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (4) お申込単位は、1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込金額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額[※]に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込手数料およびお申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位として一部解約の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。
- (2) 受益者は、一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (3) 一部解約の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ただし、ニューヨークの取引所またはニューヨーク、ロンドンもしくはダブリン（アイルランド）の銀行の休業日においては、一部解約の申込の受付を取扱いいたしません。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の請求受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。なお、受益者のお受取

金額は、当該一部解約の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。

- (5) 一部解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午までをお願いいたします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記（3）に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。

- (8) 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

- ※ 基準価額の照会方法については、「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 （1）資産の評価
② 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額[※]を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

※ 信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5) その他 ① 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下、本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

(A) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(B) 委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(C) 上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(D) 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

(E) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行う

ことが困難な場合には適用しません。

- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「④ 信託約款の変更（E）」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - (I) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。
- ② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ③ 受託会社の辞任に伴う取扱い
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「④ 信託約款の変更」の規定にしたがい新受託会社を選任します。
- ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ④ 信託約款の変更
- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記（C）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑤ 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書
- 委託会社は、毎計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。
- ⑦ 関係法人との契約
- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからでも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

⑧ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- ② 償還金は信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧

または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第15期計算期間（平成22年3月24日から平成22年9月21日まで）及び第16期計算期間（平成22年9月22日から平成23年3月22日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づき作成されております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成22年3月24日から平成22年9月21日まで）及び第16期計算期間（平成22年9月22日から平成23年3月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成22年9月21日現在)	第16期 (平成23年3月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,227,040	28,645,186
投資信託受益証券	861,979,399	770,625,620
未収利息	49	66
流動資産合計	879,206,488	799,270,872
資産合計	879,206,488	799,270,872
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	5,173,490
未払受託者報酬	202,395	177,255
未払委託者報酬	4,553,870	3,988,015
その他未払費用	1,418,085	1,362,068
流動負債合計	6,174,350	10,700,828
負債合計	6,174,350	10,700,828
純資産の部		
元本等		
元本	1,199,222,703	1,029,478,934
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△326,190,565	△240,908,890
（分配準備積立金）	819,447	674,124
元本等合計	873,032,138	788,570,044
純資産合計	873,032,138	788,570,044
負債純資産合計	879,206,488	799,270,872

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期 自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日	第16期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日
営業収益		
受取利息	17,288	14,859
有価証券売買等損益	△10,004,339	48,646,221
営業収益合計	△9,987,051	48,661,080
営業費用		
受託者報酬	202,395	177,255
委託者報酬	4,553,870	3,988,015
その他費用	1,418,085	1,362,068
営業費用合計	6,174,350	5,527,338
営業利益又は営業損失（△）	△16,161,401	43,133,742
経常利益又は経常損失（△）	△16,161,401	43,133,742
当期純利益又は当期純損失（△）	△16,161,401	43,133,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△591,836	4,008,071
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△498,503,953	△326,190,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	222,682,217	66,809,260
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	222,682,217	66,809,260
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,799,264	20,653,256
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,799,264	20,653,256
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△326,190,565	△240,908,890

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15期 自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日	第16期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成22年 3 月20日、その翌日及び翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成22年 3 月23日としており、平成22年 9 月20日が休日のため、当計算期間末日を平成22年 9 月21日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成22年 9 月20日が休日のため、前計算期間末日を平成22年 9 月21日としており、平成23年 3 月20日及び翌日が休日のため、当計算期間末日を平成23年 3 月22日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (平成22年 9 月21日現在)	第16期 (平成23年 3 月22日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	1,925,503,467円	1,199,222,703円
期中追加設定元本額	133,719,249円	75,853,242円
期中一部解約元本額	860,000,013円	245,597,011円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は326,190,565円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は240,908,890円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,199,222,703口	1,029,478,934口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第15期 自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日	第16期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	13,201円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	8,539,163円	7,373,033円
分配準備積立金額	819,447円	660,923円
当ファンドの分配対象収益額	9,358,610円	8,047,157円
当ファンドの期末残存口数	1,199,222,703口	1,029,478,934口
1万口当たり収益分配対象額	78.02円	78.14円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

(金融商品に関する注記)

項目	第15期 自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日	第16期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日
----	--	--

1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第15期 自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	第16期 自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）

投資信託受益証券	△9,778,763	44,713,771
合計	△9,778,763	44,713,771

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第15期 (平成22年9月21日現在)	第16期 (平成23年3月22日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.7280円 (7,280円)	0.7660円 (7,660円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	32,166,385	33,359,757	
		ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	69,731	737,265,863	
合計			32,236,116	770,625,620	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」（ケイマン籍）投資信託受益証券及び「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した情報は、本邦における当ファンドの監査の対象外です。

ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド

貸借対照表

区分	(平成22年9月16日現在)	(平成23年3月16日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
株式	875,611,450	697,361,040
エクイティ・スワップ評価差額	11,602,375	—

未収配当金	555,631	1,728,328
未収利息	152,349	149,949
差入保証金	903,558,626	803,789,519
流動資産合計	1,791,480,431	1,503,028,836
資産合計	1,791,480,431	1,503,028,836
負債の部		
流動負債		
株式空売証券	878,879,200	686,627,750
エクイティ・スワップ評価差額	—	3,491,621
未払金	9	9
未払配当金	565,707	733,257
未払利息	324,766	206,881
未払投資顧問報酬	1,791,680	1,531,590
未払管理事務代行報酬	1,602,793	1,561,707
未払監査費用	1,989,059	1,605,956
未払保管報酬	312,928	285,506
未払受託報酬	238,737	216,688
その他未払費用	23,382	22,328
流動負債合計	885,728,261	696,283,293
負債合計	885,728,261	696,283,293
純資産の部		
元本等		
元本	901,000,000	748,000,000
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,752,170	58,745,543
元本等合計	905,752,170	806,745,543
純資産合計	905,752,170	806,745,543
負債純資産合計	1,791,480,431	1,503,028,836

（注１）「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」の計算期間は、原則として、毎年１月１日から１２月３１日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成２２年９月１６日及び平成２３年３月１６日現在における当該投資信託の状況であります。

（注２）当該投資信託は、英領西インド諸島ケイマン籍の契約型外国私募投資信託であり、上記の貸借対照表は、当該投資信託の直近入手可能な財務情報を翻訳・要約したものであります。

重要な会計方針

項目	自 平成22年 3 月19日 至 平成22年 9 月16日	自 平成22年 9 月17日 至 平成23年 3 月16日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式は先入先出法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券	株式は先入先出法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における直近入手可能日の最終相場で評価しています。 直近入手可能日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、株式の保有銘柄については当該直近入手可能日における最終の買気配相場、株式空売証券の保有銘柄については当該直近入手可能日の最終の売気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、信託会社若しくは信託会社が十分な能力を有すると判断する第三者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、信託会社若しくは信託会社が十分な能力を有すると判断する第三者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。	同左 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 ・時価が入手できなかった有価証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
3. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) エクイティ・スワップ取引 エクイティ・スワップ取引は、原則として、直近入手可能日において、当該取引を行った取引金融商品取引業者から入手する価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 為替予約取引は、原則として、直近入手可能日において、当該取引と同額および同期日の取引を行ったとした場合の為替予約レートを基に評価しております。	(1) エクイティ・スワップ取引 同左 (2) 為替予約取引 同左

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。外貨建資産は、原則として、直近入手可能日において、信託会社が実勢を反映していると判断する外国為替相場で円換算しております。	外貨建取引等の処理基準 同左
----------------------------	--	--------------------------

2【ファンドの現況】

以下は、平成23年4月28日現在のファンドの純資産額計算書です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	784,678,913円
II 負債総額	3,647,355円
III 純資産総額（I－II）	781,031,558円
IV 発行済数量	1,012,994,771口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7710円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

- ① この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成23年4月30日現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

- ① 平成23年4月30日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

② 組織図



③ 投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行います。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数53本、純資産総額73,716百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	49	68,735
単位型株式投資信託	4	4,980
合計	53	73,716

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		446,666	514,170
前払費用		11,131	11,254
未収委託者報酬		53,764	62,134
未収収益		35,865	37,838
立替金		25,573	24,123
未収消費税等		10,507	—
その他		34	10
流動資産計		583,544	649,531
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備（純額）	*1	10,540	8,789
器具備品（純額）	*1	3,130	2,742
リース資産（純額）	*1	1,600	1,051
有形固定資産計		15,271	12,584
無形固定資産			

ソフトウェア	*1	261	3,198
電話加入権		1,294	1,294
無形固定資産計		1,556	4,493
投資その他の資産			
投資有価証券		—	998
破産更生債権等		—	2,459
長期差入保証金		22,760	22,760
長期前払費用		1,701	1,315
貸倒引当金		—	△2,459
投資その他の資産計		24,462	25,074
固定資産合計		41,290	42,152
資産合計		624,834	691,684
負債の部			
流動負債			
預り金		16,501	11,133
未払金		24,235	13,468
未払手数料		24,057	23,252
リース債務		560	585
未払費用		1,743	4,706
未払委託調査費		45,823	93,118
未払法人税等		2,268	2,556
未払消費税等		—	953
前受収益		815	815
賞与引当金		—	9,000
流動負債計		116,005	159,590
固定負債			
リース債務		1,143	558
長期未払金		2,666	2,666
長期前受収益		3,593	2,777
固定負債計		7,403	6,002
負債合計		123,409	165,593
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,030,000	1,155,000
資本剰余金			125,000
資本準備金		—	125,000
資本剰余金合計		—	125,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△528,574	△753,907

利益剰余金合計	△528,574	△753,907
株主資本合計	501,425	526,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△1
評価・換算差額等合計	—	△1
純資産合計	501,425	526,090
負債・純資産合計	624,834	691,684

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	571,325	614,791
投資助言報酬	5,491	13,179
運用受託報酬	88,786	128,040
投資兼業報酬	11,983	9,268
営業収益計	677,587	765,279
営業費用		
支払手数料	221,224	210,018
広告宣伝費	4,178	5,279
調査費	46,275	49,990
委託調査費	132,586	187,290
図書費	624	649
委託計算費	1,742	1,827
通信費	9,161	3,301
印刷費	10,075	11,349
諸会費	1,768	2,088
営業費用計	427,638	471,796
一般管理費		
給料・手当	274,503	265,682
役員報酬	14,142	4,800
貸倒引当金繰入額	—	2,459
賞与	891	—
賞与引当金繰入額	—	9,000
租税公課	3,097	3,068
不動産賃借料	34,070	34,070
退職給付費用	7,703	7,900
固定資産減価償却費	4,612	3,602
消耗器具備品費	4,489	5,008
機器賃借料	63,871	61,726
法律専門家報酬	811	2,405
新人採用費	7,160	12,168
諸経費	111,413	104,885

一般管理費計	526,766	516,779
営業損失	276,818	223,295
営業外収益		
受取利息	0	402
その他営業外収益	*1 1,108	1,382
営業外収益計	1,109	1,785
営業外費用		
支払利息	—	61
為替差損	65	—
株式交付費	—	941
その他営業外費用	*2 1,876	770
営業外費用計	1,942	1,772
経常損失	277,651	223,283
特別損失		
固定資産廃棄損	130	—
特別退職加算金	13,002	1,100
リース会計基準の適用に伴う影響額	147	—
特別損失計	13,280	1,100
税引前当期純損失	290,931	224,383
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	291,881	225,333

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,030,000	1,030,000
当期変動額		
新株の発行	—	125,000
当期変動額合計	—	125,000
当期末残高	1,030,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	250,000	—
当期変動額		
資本準備金の取崩（欠損填補）	△250,000	—
新株の発行	—	125,000
当期変動額合計	△250,000	125,000
当期末残高	—	125,000
資本剰余金合計		
前期末残高	250,000	—
当期変動額		
資本準備金の取崩（欠損填補）	△250,000	—

新株の発行	—	125,000
当期変動額合計	△250,000	125,000
当期末残高	—	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△486,693	△528,574
当期変動額		
当期純損失	△291,881	△225,333
資本準備金の取崩（欠損填補）	250,000	—
当期変動額合計	△41,881	△225,333
当期末残高	△528,574	△753,907
利益剰余金合計		
前期末残高	△486,693	△528,574
当期変動額		
当期純損失	△291,881	△225,333
資本準備金の取崩（欠損填補）	250,000	—
当期変動額合計	△41,881	△225,333
当期末残高	△528,574	△753,907
株主資本合計		
前期末残高	793,306	501,425
当期変動額		
新株の発行	—	250,000
当期純損失	△291,881	△225,333
当期変動額合計	△291,881	24,666
当期末残高	501,425	526,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△1
当期変動額合計	—	△1
当期末残高	—	△1
純資産合計		
前期末残高	793,306	501,425
当期変動額		
新株の発行	—	250,000
当期純損失	△291,881	△225,333
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△1
当期変動額合計	△291,881	24,666
当期末残高	501,425	526,090

重要な会計方針

	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
--	---	---

1.有価証券の評価基準及び評価方法		(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）主に定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 同 左
3.繰延資産の処理方法		株式交付費 支払時に全額費用処理しております。
4.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 (2) 賞与引当金	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額と貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
5.その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
---	---

（リース取引に関する会計基準） 当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 また、財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,600千円、流動負債が560千円、固定負債が1,143千円増加しております。	
---	--

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
「未収消費税等」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収消費税等」の金額は6,546千円であります。	
前事業年度までは「その他営業収益」として表示していたものは、当事業年度から「投資兼業報酬」として表示しております。	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）														
※1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 （1）有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>10,764千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,851千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>548千円</td></tr> </table> （2）無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>3,962千円</td></tr> </table>	建物附属設備	10,764千円	器具備品	5,851千円	リース資産	548千円	ソフトウェア	3,962千円	※1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>12,633千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>6,430千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>1,097千円</td></tr> </table>	建物附属設備	12,633千円	器具備品	6,430千円	リース資産	1,097千円
建物附属設備	10,764千円														
器具備品	5,851千円														
リース資産	548千円														
ソフトウェア	3,962千円														
建物附属設備	12,633千円														
器具備品	6,430千円														
リース資産	1,097千円														

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）								
※1 その他営業外収益 <table> <tr> <td>賃借料過剰請求による戻り額</td><td>435千円</td></tr> <tr> <td>消費税確定還付加算金</td><td>93千円</td></tr> </table>	賃借料過剰請求による戻り額	435千円	消費税確定還付加算金	93千円	※1 その他営業外収益 <table> <tr> <td>事業税確定還付金</td><td>525千円</td></tr> <tr> <td>消費税確定還付加算金</td><td>219千円</td></tr> </table>	事業税確定還付金	525千円	消費税確定還付加算金	219千円
賃借料過剰請求による戻り額	435千円								
消費税確定還付加算金	93千円								
事業税確定還付金	525千円								
消費税確定還付加算金	219千円								

その他営業外収益	580千円	確定拠出年金事業主返還金	487千円
		その他営業外収益	150千円
※2 その他営業外費用		※2 その他営業外費用	
業務処理過誤により発生した費用		業務処理過誤により発生した費用	
	1,347千円		284千円
立替印刷費誤算回収不能額	437千円	立替印刷費誤算回収不能額	485千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合 計	4,100	—	—	4,100

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	500	—	4,600
合 計	4,100	500	—	4,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加500株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によ っているもの) (借主側) ①リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 ②リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と して算定する方法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によ っているもの) (借主側) ①リース資産の内容 有形固定資産 同 左 ②リース資産の減価償却の方法 同 左

(金融商品に関する注記)

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達はありません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

投資有価証券である投資信託受益証券は、主に自己設定による目的で保有しております。市場価格の変動リスクに晒されていますが、これは、早期に売却する予定のものであるため、リスクは僅少であります。

営業債務である未払委託者調査費は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	514,170	514,170	—
(2) 未収委託者報酬	62,134	62,134	—
(3) 未収収益	37,838	37,838	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	998	998	—
(5) 未払委託調査費	(93,118)	(93,118)	—

（※）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

すべて投資信託受益証券であり、投資信託受益証券は、基準価額で評価しております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価をこえるもの			
株式	—	—	—
債権	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価をこえないもの			
株式	—	—	—
債権	—	—	—
その他	998	1,000	1
小計	998	1,000	1
合計	998	1,000	1

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項ありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額 7,703千円</u> 退職給付費用 7,703千円 他に特別退職加算金13,002千円を計上して おります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左 2. 退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額 7,900千円</u> 退職給付費用 7,900千円 他に特別退職加算金1,100千円を計上して おります。

（税効果会計関係）

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 繰越欠損金 54,233 未払事業税 536 確定退職金未払否認 6,377	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 繰越欠損金 127,146 未払事業税 653 確定退職金未払否認 1,085

減価償却超過額	616	減価償却超過額	547
繰延税金資産小計	61,764	賞与引当金	3,663
評価性引当金	(61,764)	貸倒引当金	1,001
繰延税金資産合計	—	その他	983
繰延税金負債	—	繰延税金資産小計	135,081
繰延税金資産の純額	—	評価性引当金	(135,081)
		繰延税金資産合計	—
		繰延税金負債	—
		繰延税金資産の純額	—
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。		同 左	

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジア ホールディ ングズ(株)	東京都 千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接100%	経営管理 役員の 兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の 受取	400,000千円 400,000千円 385千円	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	122,298円89銭	1株当たり純資産額	114,367円55銭
1株当たり当期純損失金額	71,190円58銭	1株当たり当期純損失金額	52,808円36銭

同 左

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	291,881千円	損益計算書上の当期純損失	225,333千円
普通株式に係る当期純損失	291,881千円	普通株式に係る当期純損失	225,333千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	4,100株	普通株式の期中平均株式数	4,267株

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第12期中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		286,786
関係会社短期貸付金		50,000
前払費用		11,739
未収入金		1,161
未収委託者報酬		117,014
未収収益		49,352
立替金		29,079
流動資産合計		545,133
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	8,026
器具備品（純額）	*1	2,484
リース資産（純額）	*1	777
有形固定資産合計		11,288
無形固定資産		
ソフトウェア		2,793
電話加入権		1,294
無形固定資産合計		4,088
投資その他の資産		
破産更生債権等		2,459
長期差入保証金		21,878
長期前払費用		1,394
貸倒引当金		△2,459
投資その他の資産合計		23,272
固定資産合計		38,649
資産合計		583,782
負債の部		
流動負債		
預り金		9,423
未払金		22,121
未払手数料		47,026
リース債務		606
未払費用		2,438
未払委託調査費		71,877
未払法人税等		1,864
未払消費税等		1,838
前受収益		815

流動負債合計	158,012
固定負債	
リース債務	247
長期前受収益	2,368
固定負債合計	2,615
負債合計	160,628
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,155,000
資本剰余金	
資本準備金	125,000
資本剰余金合計	125,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△856,845
利益剰余金合計	△856,845
株主資本合計	423,154
純資産合計	423,154
負債・純資産合計	583,782

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	第12期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	300,732
投資助言報酬	2,516
運用受託報酬	93,862
投資兼業報酬	2,296
営業収益合計	399,407
営業費用	
支払手数料	114,699
広告宣伝費	1,574
調査費	28,316
委託調査費	89,401
図書費	363
委託計算費	1,019
通信費	2,230
印刷費	2,308
諸会費	1,334
営業費用合計	241,247
一般管理費	
給料・手当	140,123
役員報酬	9,000
租税公課	1,643
不動産賃借料	17,035
退職給付費用	4,565
固定資産減価償却費	*2 1,700
消耗器具備品費	2,263
機器賃借料	27,193
法律専門家報酬	1,206
新人採用費	6,747
諸経費	50,672

一般管理費合計	262,150
営業損失	103,990
営業外収益	
受取利息	645
その他営業外収益	4
営業外収益合計	649
営業外費用	
支払利息	21
その他営業外費用	*1 184
営業外費用合計	206
経常損失	103,546
特別利益	
賞与引当金戻入額	2,240
特別利益合計	2,240
特別損失	
特別退職加算金	362
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	794
特別損失合計	1,156
税引前中間純損失	102,462
法人税、住民税及び事業税	475
中間純損失	102,937

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第12期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,155,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,155,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	125,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	125,000
資本剰余金合計	
前期末残高	125,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	125,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△753,907
当中間期変動額	
中間純損失	△102,937
当中間期変動額合計	△102,937
当中間期末残高	△856,845
利益剰余金合計	
前期末残高	△753,907

当中間期変動額	
中間純損失	△102,937
当中間期変動額合計	△102,937
当中間期末残高	△856,845
株主資本合計	
前期末残高	526,092
当中間期変動額	
中間純損失	△102,937
当中間期変動額合計	△102,937
当中間期末残高	423,154
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△1
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1
当中間期変動額合計	1
当中間期末残高	—
純資産合計	
前期末残高	526,090
当中間期変動額	
当中間純損失	△102,935
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1
当中間期変動額合計	△102,934
当中間期末残高	423,154

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	第12期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主に定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用 可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資 産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 とする定額法を採用しております。
2.引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率による計算額と貸倒懸念債権等特定の債権につい ては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。
3.その他中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって おります。

会計方針の変更

第12期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日） 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31 日）を適用しております。 これにより、当中間会計期間の営業損失及び経常損失は88千円、税引前中間純損失は882千円それぞれ 増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第12期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
建物附属設備	13,397千円
器具備品	6,689千円
リース資産	1,371千円

(中間損益計算書関係)

第12期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
--

※1 その他営業外費用は、次の通りであります。	
業務処理過誤により発生した費用	105千円
立替印刷費誤算回収不能額	79千円
※2 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。	
有形固定資産	1,296千円
無形固定資産	404千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増 加	当中間会計期間 減 少	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,600	—	—	4,600
合 計	4,600	—	—	4,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第12期中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月 30日）
ファイナンス・リース取引 （借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 ② リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	286,786	286,786	—
(2) 関係会社短期貸付金	50,000	50,000	—
(3) 未収委託者報酬	117,014	117,014	—

(4) 未収収益	49,352	49,352	—
資産計	503,153	503,153	—
(1) 未払手数料	47,026	47,026	—
(2) 未払委託調査費	71,877	71,877	—
負債計	118,903	118,903	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 関係会社短期貸付金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 未払手数料、(2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項ありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項ありません。

(資産除去債務関係)

第12期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月 30日)	
1. 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務の中間貸借対照表計上額の長期差入保証金の金額は、前会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。 当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。 なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。
2. 資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上していないもの	該当事項ありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

①委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

②投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
15,519	51,487	31,668	98,675

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	49,780	—

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

第12期中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月 30日)	
1株当たり純資産額	91,990円07銭
1株当たり中間純損失金額	22,377円78銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 第12期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算上の中間純損失	102,937千円
普通株式に係る中間純損失	102,937千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
期中平均株式数	4,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

株式会社りそな銀行

② 資本金の額（平成23年3月31日現在）

279,928百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成23年3月31日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成23年3月31日現在)	事業の内容
株式会社荘内銀行	14,200百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出しています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成22年12月17日
有価証券届出書の訂正届出書	平成22年12月17日

独立監査人の監査報告書

平成22年11月19日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小西 文夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三宅 孝典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラルの平成22年3月24日から平成22年9月21日までの第15期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラルの平成22年9月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 文 夫 ⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 樽 本 修 平 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小西 文夫 印

公認会計士 三宅 孝典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラルの平成22年9月22日から平成23年3月22日までの第16期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラルの平成23年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小西 文夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三宅 孝典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。